平成２７年（フ）第３７１号
福岡県春日市日の出町１丁目12番地　エンゼルハイム春日グランコート401号
債務者　渡部　直樹
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３７２号
福岡県春日市日の出町１丁目12番地　エンゼルハイム春日グランコート401号
債務者　渡部　智巳
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３７９号
福岡市南区井尻２丁目35番14号
債務者　岡田　道男
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３８８号
福岡市南区老司３丁目16番５―202号
債務者　柿添　孝志
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３９０号
福岡県筑紫野市大字山家2849番地１　小川住宅212号、前住所福岡県筑紫野市大字山家5231番地
債務者　永山　和典
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３９８号
福岡市東区箱崎２丁目45番２号
債務者　前田　光次
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４０３号
福岡市中央区小笹３丁目８番３号
債務者　吉武　美枝（旧姓衛藤）
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４０５号
福岡県太宰府市通古賀１丁目10番５―203号、前住所福岡県太宰府市都府楼南２丁目16番41―711号
債務者　金澤由紀子
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４０７号
福岡市早良区弥生２丁目１番27―201号
債務者　町永　愛美
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４１１号
福岡市西区姪の浜６丁目11番２―602号
債務者　井上　恵美
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４１５号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2814番地１　レジデンス空港北705号
債務者　菅原　敬雄
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４３４号
大分県日田市大字北豆田1479番地３　月見荘201号
債務者　井上　保子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４３９号
福岡市東区箱崎１丁目17番14―1002号
債務者　神宮司智子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４４１号
福岡市早良区飯倉５丁目14番51号
債務者　池田　日和
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４４３号
福岡市城南区神松寺２丁目13番12―302号
債務者　鐘ヶ江　巧
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４５３号
福岡県古賀市美明１丁目23番32号
債務者　森塚　　晃
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４５９号
福岡市城南区樋井川２丁目２番５―302号
債務者　福永　和彦
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで　福岡地方裁判所第４民事部